

熊本縣市町村森林所有者情報整備事業確認検査要領

第1 趣旨

この要領は、熊本縣市町村森林所有者情報整備事業実施要領（平成26年6月27日付け森整第331号。以下「実施要領」という。）第6の2の規定に基づく市町村森林所有者情報整備事業の確認検査について、必要な事項を定める。

第2 確認検査

確認検査は、実施要領第6の1の規定に基づく完了届の提出があった後に実施する。

第3 検査員

確認検査は、知事が必要と認めて命じた職員（以下「検査員」という。）が別紙により実施する。

第4 立会人

確認検査は、事業実施主体の立会のうえ実施する。

第5 確認検査の要点

- 1 検査員は、実施要領及び関係規程に定める採択要件等の基準（以下「基準」という。）を満たしているか検査するものとし、申請書その他の関係書類を確認する。
- 2 確認検査において基準を満たしているか明らかでない場合は、検査員が必要と認める資料の追加提出等の指示を行い、前項の確認を行う。

第6 確認検査の復命

- 1 検査員は、確認検査終了後速やかに確認検査復命書に確認検査調書（別記様式）を添えて、所管する広域本部の長（事業実施箇所が熊本市、宇城地域振興局管内及び上益城地域振興局管内の市町村においては、上益城地域振興局長。阿蘇地域振興局管内及び球磨地域振興局管内の市町村においては各地域振興局長。以下「本部長等」という。）に復命する。
- 2 本部長等は、検査を終了したときは、確認検査復命書、確認検査調書及び検査員任命伺いの写しを添えて農林水産部長に報告する。

附 則

この要領は、平成24年8月17日から施行する。

この要領は、平成26年6月27日から施行する。

別記様式

市町村森林所有者情報整備事業確認検査調書

1 事業実施主体

2 検査年月日

3 検査立会人

4 事業実施総括表

| 区 分 | 事 業 費 (円) | | 備 考 |
|---------|-----------|----------|-----|
| | | うち補助金(円) | |
| システム整備費 | | | |
| 情報整備費 | | | |
| 現地調査費 | | | |
| 合 計 | | | |

5 検査実施内容 別紙のとおり

上記のとおり検査しました。

平成 年 月 日

検査員職・氏名

印

熊本県知事

様